

STOP 児童虐待・女性に対する暴力

問合せ こども未来課 ☎338721

11月は児童虐待防止推進月間

2019年度全国児童虐待防止目標語

189
(いちはやく)

ちいさな命に待ったなし

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあります。

児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子ども「命」「権利」、「未来」は社会全体で守らなければなりません。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

11月12日～11月25日は
女性に対する暴力をなくす運動
週間

配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



虐待かもと
思ったら

いち はやく
1 8 9

近くの児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

子どもに関する相談・児童虐待・DV被害相談先

- こども未来課 ☎33-8721
- 市民相談室 ☎33-4452
- 県八代児童相談所 ☎33-3247
- 八代警察署 ☎33-0110

※緊急の場合は迷わず110番へ

お知らせ

住宅用太陽光発電設備で
売電している人へ

国の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）では、住宅用太陽光発電の余剰電力の買取期間を10年間としており、11月以降順次契約期間が満了となります。満了後の売電などについて詳しくは資源エネルギー庁または市ホームページで確認ください。

資源エネルギー庁ホームページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/solar-2019after/

市ホームページ

問合せ 環境課 ☎334114



新築・増改築・リフォーム
に助成金が出ます

市内に建築し、建築主自ら居住する住宅に八代市産の木材を使用した場合、その費用の一部を助成します。

助成額 1坪当たり4000円

（新築20万円上限、増改築10万円上限）
1㎡当たり1万円

（内装リフォーム10万円上限）
※1000円未満切り捨て

対象

①建築主自ら居住するために新築、改築、増築または内装リフォームする木造住宅
で市内に建築すること

- ②指定する構造材の木材使用材積数量のうち、八代市産材を80%以上使用すること
- ③市内の工務店などによる施工であること
- ④新築の場合は、八代市産の畳表を6畳以上使用すること
- ⑤八代市以外の住宅に関する助成制度を利用していないこと
- ⑥新築などの契約を締結した日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること
（リフォームの場合は、着工の5日前までに申請）
- ⑦原則として、申請した年度内に新築などが完了し、実績報告ができるものであること

対象者 助成の条件に該当する住宅の建築主
で、市内に住所を有し（住宅の完成後に市内に転入する人を含む）、市

税などの滞納がない人

その他 予算の範囲内での助成

※申請書類は水産林務課と市ホームページにあります

問合せ 水産林務課 ☎334119



令和元年分給与所得の
年末調整等説明会

八代税務署では、令和元年分給与所得の年末調整等説明会を開催します。併せて消費税軽減税率制度の説明会も開催します。

とき 11月19日(火)

午前10時～正午、午後2時～4時

ところ やつしろハーモニーホール

問合せ 八代税務署

☎323141

